

## 特定規模電気事業の開始届け出について

京葉ガスは 5 月 16 日、経済産業省資源エネルギー庁に特定規模電気事業の開始について届け出ました。

当社は電力小売事業の事業性検証を目的に、特定規模電気事業者(※)として自社の太陽光発電所（白井市）や市場などから調達した電力を自社およびグループ会社の施設に供給する予定です。

このため 5 月 16 日、経済産業省資源エネルギー庁に対し「特定規模電気事業開始届出書」を提出し、同庁に受理されました。

当社は中期経営計画（平成 25～27 年）に掲げる「お客さま満足度 No. 1 エネルギー事業者」の実現に向け、引き続き一層のサービス拡充に取り組んでまいります。

※契約電力が 50kW 以上の特定規模需要に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力を供給する事業者。

